

市では、不法投棄パトロールを実施しています。不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金に処せられます。廃棄物は適切に処分しましょう！（生活環境課・滑川市環境保健衛生協議会）

深層水足湯オープン 利用無料 協力金をお願いします

期間 4月21日(土)～10月上旬
10:00～16:00 ※火曜日休業

ところ ほたるいかミュージアム 展望デッキ
※足湯のみ利用の方は、ほたるいかミュージアム館内エレベータは使用できません。

問合せ先 (株)WAVE滑川 (☎476-9300)

～交通事故死ゼロの願いをメロディにのせて～

おまわりさんによる交通安全ミニコンサート 入場無料

とき 4月10日(火) 12:20～

ところ (株)星名パック駐車場 (安田工業団地内)

出演 富山県警察音楽隊
※立山くん、キラリンも登場します。
※雨天時は中止となります。

問合せ先
滑川警察署 (☎475-0110)
滑川市交通安全協会 (☎475-7829)
市生活環境課 (内線333)

図書館にたくさん本が入りました

住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、図書を購入しました。図鑑、事典、シリーズ図書など盛りだくさんです。どうぞご利用ください。

問合せ先 図書館 (☎475-8001)

下水道の供用開始区域を拡大しました

4月から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道を整備することで、清潔で快適な生活環境を確保し、河川や海の水質保全が図られます。対象区域内となる皆さんには、速やかに下水道への接続工事を実施していただくようお願いします。

対象区域 下梅沢、上梅沢、有金、大門のそれぞれ一部の地域

問合せ先 上下水道課(内線442～444)

森林の土地を取得したときは届け出が必要になりました

森林法の改正により、4月以降、新たに森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届け出が義務付けられました。

届け出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続、そのほかの方法により森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。(森林法第10条の7の2第1項)

届け出方法 森林の土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届け出をしてください。(森林法施行規則第5条の2第1項)

届け出事項

- ・届け出者と前所有者の住所氏名
- ・所有者となった年月日
- ・所有権移転の原因
- ・土地の所在場所、面積、用途

添付書類

- ・登記事項証明書(写しも可)
- ・または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し
- ・森林の土地の位置を示す図面

消防本部より 救命講習の告知と世

心肺蘇生法ガイドラインが5年ぶりに見直され、心肺蘇生法が一部変更されました。また、子どもに特化した講習会(普通救命講習Ⅲ)が新設されました。

心肺蘇生法の主な変更点

- ・成人に対して、最初の人工呼吸を省略。
- ・小児に対して、人工呼吸の重要性を強調。

救命講習の告知と世

心肺蘇生法ガイドラインが5年ぶりに見直され、心肺蘇生法が一部変更されました。また、子どもに特化した講習会(普通救命講習Ⅲ)が新設されました。

普通救命講習Ⅰ・Ⅱ (3時間)

内容 大人が倒れた場合の心肺蘇生法や、AEDの取り扱い方法。

開催時期 9月、2月

※各月のいずれかの休日(日程は該当月の広報に掲載)

対象 市内在住で小学校高学年以上の方

◆普通救命講習Ⅰ・Ⅱ (3時間)

内容 大人が倒れた場合の心肺蘇生法や、AEDの取り扱い方法。

開催時期 5月、7月、11月、平成25年1月、3月

※各月のいずれかの休日(日程は該当月の広報に掲載)

対象 保育士、幼稚園・小学校教諭や市内在住で成人の方

消防本部では、今年度、左記のとおり救命講習会を開催予定です。大切なお子さんの命を守るため、ぜひ受講をお勧めします。

◆普通救命講習Ⅲ ※新設 (3時間)

内容 子ども(小児・乳児)の心停止の予防、不慮の事故による傷害の予防、心肺蘇生法やAEDの取り扱い方法。

開催時期 5月、7月、11月、平成25年1月、3月

※各月のいずれかの休日(日程は該当月の広報に掲載)

対象 保育士、幼稚園・小学校教諭や市内在住で成人の方

平成24年度の固定資産税について 納税通知書・課税明細書は4月初旬発送予定

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿とは、市内に所在する土地や家屋の価格などを記載した一覧表のことで、ほかの土地や家屋と比較して自己資産の価格の適正さを判断できるように設けられています。

※自己の固定資産の課税内容については、納税通知書に添付されている「課税明細書」でも確認できます。

縦覧期間 4月2日(月)～5月1日(火)

固定資産課税台帳の閲覧 市内に所有する自己の資産について、閲覧することができます。また、借地人、借家人の方も左記(※)の書類があれば閲覧できます。

▼問合せ先 税務課資産税担当 (内線235・236)

対象者	縦覧・閲覧できるもの	手数料
固定資産税の納税者または委任を受けた方	(縦覧) 土地・家屋価格等縦覧帳簿 (閲覧・証明書の発行) (閲覧・証明書の発行) 固定資産課税台帳	無料
借地人・借家人	(閲覧・証明書の発行) 固定資産課税台帳のうち、借りている土地および家屋の部分に限る	有料

※縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができるもの(運転免許証など)、代理人であれば委任状、借地・借家人の場合は契約書などの権利が確認できるものと印鑑をご持参ください。

なめりかわ推奨観光土産品のご紹介

仕込み水に、滑川海洋深層水を使用した水まんじゅうです。

◆1個 150円

▼問合せ先 (有)松月堂 (☎475-0023)

住宅用太陽光発電システム設置補助金

平成24年度も住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助を継続して実施します。

対象 ●住宅に太陽光発電システムを設置する方

- 太陽光発電システム付きの住宅を購入する方
- 補助額 1kW当たり3万円(限度額12万円)

必要な書類

- 申請書、設置契約書(写)、写真、納税証明書など
- ※補助金申請書は、必ず設置する前に提出してください。(事前申請)

▼問合せ先 生活環境課(内線332)

平成25年度採用予定 市職員募集

平成25年度に採用する市職員の採用試験を次のとおり実施します。

◆上級 一般行政事務

採用予定人数 7人程度

受験資格 昭和52年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた人

◆上級 土木

採用予定人数 3人程度

受験資格 昭和52年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた人

◆上級 消防士

採用予定人数 2人程度

受験資格 昭和57年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた人で、平成25年4月以降、滑川市に住所を有することになる人

◆上級 保健師

採用予定人数 1人程度

受験資格 昭和52年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた人で、保健師資格を有する人または平成25年3月までに当該資格を取得する見込みの人

◆中級 保育士

採用予定人数 2人程度

受験資格 昭和52年4月2日から平成5年4月1日まで

市営住宅入居者募集

◆シースイドタウン有磯住宅 (中堅所得者向け)

1～3階2～4LDK9戸

入居者負担額 40,000～85,000円

受付期限 4月16日(月)まで

※電話での受け付けはいたしません。

抽選日 4月25日(水)

入居可能日 5月7日(月)以降

▼申込み・問合せ先 まちづくり課(内線435)